

2-3-1 消費税の概要

Q 我が国の消費税について、教えてください。

A 日本の消費税の取扱いは、消費税法により、定められています。

(Y)

解説

以下、日本の消費税の概要と特徴を解説します。

1. 消費税の概要

(1) 間接税としての消費税

消費税の負担者は「消費者」ですが、納税者は「事業者」となります。すなわち、事業者は、消費税が課税される取引に際して、消費税相当額を上乗せして預かり、これを国に納付することとなります。このように、負担者と納税者が異なる税を間接税と呼び、消費税は間接税であると言われています。

消費税法上の定めとしては、消費税の申告納付の義務のある「課税事業者」が、消費税が課税される取引「課税売上げ」を行った場合、その取引額の110分の10を国に納付する義務があるとされています。軽減税率が適用される取引については、108分の8の税率となります。

(2) 仕入税額控除

事業者は、金銭等を支払い、消費税が課税される物品購入をし、消費税が課税されるサービス提供を受けることがあります。このような取引は、「課税仕入れ」と呼ばれています。事業者が「課税仕入れ」を行った場合には、原則として、納付すべき売上げに係る消費税額から控除することができ、控除しきれない場合には、還付されます。ただし、課税仕入れのうち、居住用賃貸不動産の購入のような「非課税売上げを得るための課税仕入れ」に係る消費税額は控除できないこととされているので、注意が必要です。

課税仕入れには、商品の仕入が該当しますが、経費の支払いや、設備の購入を含んだ消費税法上の用語です。太陽光発電設備は、高額なものも多いですが、その購入は課税仕入れに該当し、税額控除され、控除しきれずに、還付となることが多いです。

仕入税額控除の方式には、本則課税と簡易課税があります。

① 本則課税

その事業者の帳簿を集計し、課税仕入れに係る税額の合計額を算出し、納付すべき売上げに係る消費税額から控除する「仕入控除税額」を算出する方式です。太陽光発電投資に係る還付を受けるためには、この本則課税を採用している必要があります。

② 簡易課税

その事業者の帳簿を集計し、課税仕入れに係る税額の合計額を算出するのではなく、納付すべき売上げに係る消費税額に、業種別に定められている「みなし仕入れ率」を乗じて、控除仕入税額を算出する方式です。みなし仕入れ率は、課税売上高に占める課税仕入高の概算割合であり、太陽光発電事業の場合、第3種（70%）と定められています。実際には、設備投資年度以外では、メンテ代、交通費等、さほどの課税仕入れがないなかで、70%の控除は、ありがたい割合であり、簡易課税を選択すると有利な場合があります。ただし、簡易課税は、課税仕入れの実額は使わない方式ですので、大きな課税事業への設備投資がある場合において、簡易課税を選択していると、還付を受けられず、不利益となる場合があります、注意が必要です。

2. 消費税の特徴

（1）益税としての消費税

免税事業者制度、簡易課税制度によっては、事業者に大きなメリット（益）が生ずる可能性があります。このようなことから、消費税は益税というようなことが言われています。実際に、そのようなメリットを享受できる中小事業者が多いことは事実です。

また、消費税法には、同族会社の行為計算否認規定がないため、消費税法の各個別規定のみで解決が図られるので、租税回避行為として、否認されることがないと言えます。

逆に、免税事業者制度、簡易課税制度による事前届出の提出誤りによる、税理士への損害賠償請求などが行われています。つまり、税理士や経理担当者は、より有利な税制が適用できるよう、適切な届出提出を行う必要があります。

還付を受けた後、免税に戻ると税務署に咎められないか、と多く質問を受けるのですが、逆に税理士の立場からは、これらは義務的なものであり、納税者の権利です。問題が生ずることはない状況であり、逆にできないように言う税務署職員がいれば、その職員が悪質であると言えます。

なお、顧問税理士がいても、設備取得予定などを伝えておかないと、届出を提出すべき判断が行えないので、設備取得予定、事業予定をしっかりと伝えて、判断を手伝ってもらう必要があります。

（2）非課税事業と消費税

消費税を課すことに馴染まない等の理由で、居住用賃貸不動産の家賃、社会保険診療などは、非課税とされています。しかしながら、居住用賃貸不動産を所有する事業者、社会保険診療を行う事業者においては、不動産を購入した際に支払う消費税、医業経営のために支払う消費税（建物、薬仕入れ、経費）を控除することができず、その回収のため、売上げに転嫁されるものと考えられています。結局のところ、非課税とされている取引に係る売上げに対しても、消費税の負担が生じている実質があり、税率 10%という現在では、軽微とは言えない負担となっております。